

## 変更届の提出について

独立行政法人都市再生機構

一般競争（指名競争）参加資格の申請内容に変更が生じた場合は、なるべく早期に変更届を提出してください。

### 1 必要書類

- (1) 変更届…【別添様式 1】
- (2) 委任状…【別添様式 2】 ※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。
- (3) 受理票…【別添様式 3】 ※郵送の場合、63 円切手を貼付したはがきに送付先を記入
- (4) 添付書類

下表のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から 3 ヶ月前までのものを有効とします。

下表の要否欄で「必要」となっている変更内容以外については変更届の提出は不要です。

要否	変更内容	添付書類
必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商号又は名称 (*1)</li> <li>・ 代表者の氏名</li> <li>・ 本社(店)及び最寄り営業所の所在地 (*2, 3)</li> </ul>	登記事項証明書の写し ※ 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 53 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第 52 条の規定による改正前の商業登記法に規定する商業登記簿謄本又は抄本を含む。 ※ 登記されていない場合は、県等に提出された建設業の変更届第一面の写しか、税務署に提出した異動届の写し
必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社(店)又は最寄り営業所の電話番号及び F A X 番号</li> </ul>	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可、登録等の状況 (*4)</li> </ul>	許可、登録等の証明書の写し(*5)
必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の氏名に係る変更</li> </ul>	戸籍謄本又は抄本の写し
必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の住所に係る変更</li> </ul>	住民票の写し
不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金の変更</li> <li>・ 支店長氏名</li> <li>・ 市町村合併に伴う住所の変更</li> <li>・ メールアドレスの変更</li> <li>・ 資本関係、役員の内兼任に関する事項</li> </ul>	変更届を提出する必要はありません。 ※ 支店長名での年間委任状を各本部等に提出している場合は、同じ各本部等に年間委任状を再提出してください。

\*1 商号・名称変更の際は、ふりがなも記載してください。

\*2 所在地変更の際は、郵便番号並びに電話番号及び F A X 番号も記載してください。

\*3 最寄り営業所とは当機構に申請して頂いた営業所（インターネット申請において「連絡先営業所」又は「営業所設定」にて指定した営業所）を指します。当機構に申請していない

い営業所の変更については、変更届の提出は不要です。

- \*4 建設業許可を更新した場合及び新たに総合評定値の通知を受けた場合は、変更届及び総合評定値通知書の写しの提出は不要です。総合評定値通知書の差し替えは出来ません。建設業の許可区分、許可業種、許可番号等に変更がある場合は、変更届及び総合評定値通知書の写しを提出してください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子的に発行された通知書の写しを提出する場合は、通知書が発行済みであることを確認できるシステムの画面コピーを併せてご提出ください。

- \*5 廃業された場合は、廃業届のコピーを添付してください。廃業届がない業種については、変更届の提出のみで結構です。

## 2 工種（業種）・地区の追加申請について

変更届とは別に、当機構ホームページに掲載する申請様式が必要になります。ご不明の点は、資格審査担当（電話 096-288-1652）にご連絡ください。

## 3 提出方法

郵送又は持参にて提出してください。

提出先については、工事・建設コンサルタント等は表 1、物品購入等は、表 2 をご覧ください。郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください。

なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以 上

表1 工事・建設コンサルタント等の提出先

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	〒860-0804 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●工事審査担当又は令●●●コンサル審査担当 (変更を希望する審査年度を記入) 電話 096-288-1652 (持参等によるご来訪はご遠慮願います。)
------------	--

文書持参方式の場合

申請者の本社(店)の所在地 (対応する都道府県)	登録地区	持参受付本部等	備考	
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道	東日本地区	本社	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイントワ―(総合受付) 電話045-650-0189(会計課)	
		東北震災復興支援本部	〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179(経理課)	
		東日本都市再生本部	〒163-1315 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントワ―15階 電話03-5323-0679(経理課)	
		東日本賃貸住宅本部	〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントワ―19階 電話03-5323-2574(調達管理課)	
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	中部支社	〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113(経理課)	
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知	関西地区	西日本支社	〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワ―ズ・サウス21階 電話06-4799-1035(調達管理課)	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄	九州地区	九州支社	〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017(経理課)	

左記いずれの本部でも受付を行います。

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当(電話096-288-1652)にお問合せ願います。

表2 物品購入等の提出  
文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	〒860-0804 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●物品審査担当（変更を希望する審査年度を記入） 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
------------	---

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録 地区	持参受付本部等	備考
東京、千葉、神奈川、埼玉、 茨城、栃木、群馬、長野、 新潟、富山、石川、山梨、 秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道	東 日 本 地 区	本 社 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイントゥア（総合受付） 電話045-650-0189（会計課）	左 記 い ず れ の 本 部 で も 受 付 を 行 い ま す。
		東 北 震 災 復 興 支 援 本 部 〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東 日 本 都 市 再 生 本 部 〒163-1315 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントゥア15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部 〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントゥア19階 電話03-5323-5705（経理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中 部 地 区	中 部 支 社 〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、 奈良、和歌山、兵庫、岡山、 広島、鳥取、島根、香川、 徳島、愛媛、高知	（ 関 西 ） 西 日 本 地 区	西 日 本 支 社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、山口、 沖縄	九 州 地 区	九 州 支 社 〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。